

R7 いじめ防止基本方針

1. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を招く恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめをせず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめに関する理解を深めることを旨としていじめ防止等の対策を行う。

(いじめの定義)

児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 学校の責務と役割

(学校の責務)

- ①校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ②日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、コミュニケーションを図っていかうとする力を育てる。
- ③全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- ④情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ⑤いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- ⑥いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- ⑦保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

3. 学校におけるいじめ防止対策

法や国の基本方針、道や各市町村の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童生徒が自分は必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくり等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな心と人間関係を構築する能力を養うため、すべての教育活動に通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・家庭、地域、関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に取り組む生徒の自主的な活動に対し、積極的に支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会の取組等を活用し、いじめ防止のためのキャンペーンを実施する。
- ・生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう必要な啓発活動として毎年外部講師等を招き、最新のSNSの活用教室等を行う。
- ・日常的な学校生活の中でのトラブルや生徒指導事案を共有し、同学年や異学年問わず、些細なけんかやトラブルがいじめに繋がることのないように月に一度定例の生徒指導委員会を開催する。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、生徒に対し定期的な調査を年3回実施するとともに、必要に応じて教育相談を随時行う。また年間2回の定期教育相談を行い、いじめの早期発見に取り組む。
- ・定期的ないじめ調査の他に「いじめ相談窓口」や「おなやみ相談窓口」についての情報を発信し、生徒及び保護者がいじめに関する相談をいつでも行うことができるよう相談体制整備を行う。

③いじめ事案に対する早急な対処

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、担任・学年を中心とし速やかに事実の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合はいじめを止め、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・早急にいじめに対する処置を効果的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を開催する。

「いじめ防止対策委員会」

〈構成員〉 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年生徒指導部、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、心の教室相談員、スクールカウンセラー等

〈内 容〉 ・いじめの内容詳細（現在の被害生徒及び加害生徒の状況等）
・いじめの早期解決に向けた組織的な取組について
・教育委員会や外部協力機関への協力要請

- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間においてトラブルを生じさせないように教職員間の共通理解を図る。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき「重大ないじめ」については、教育委員会及び帯広警察署と連携して対処する。

④いじめの防止等のための教師の資質向上

- ・いじめ認知度チェックリストを作成・共有して全職員で認識を共有し、「いじめ防止の取組」計画に基づき、教職員の資質能力の向上に向けた校内研修を行う。
- ・初任段階教員を中心にいじめの防止に関する外部研修会や専門講座への参加を促し、その研修成果を校内研修で組織へ還元できる体制を整える。

(2) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した場合は、帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を結成する。
- ③組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対し、事実関係及びその他必要な情報を適切に提供する。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に関することを評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

★いじめ発生時の対応

